

令和5年3月1日以降に罹災証明書が発行された方が対象です。  
手続き方法が変更になりますので、ご確認ください！

令和4年台風第15号による浸水被害に伴う  
水道料金及び下水道使用料の減額について

浸水被害に対する減額の手続き方法

上下水道局への申請	<b>必要（罹災証明書のコピーの提出）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>発行された罹災証明書のコピーを上下水道局へ郵送または※窓口へ持参してください。</li><li>罹災証明書のコピーの余白部分に「水道使用場所」「水道使用者名」「水道使用者との続柄（例、本人・配偶者等）」「電話番号」を記入してください。</li></ul> <p>【郵送先】〒420-0035 静岡市葵区七間町15-1 静岡市上下水道局お客様サービス課（3階）</p>
減額の対象者	床上浸水、床下浸水の罹災証明書が発行された方 (※風害、土砂災害等は除く) <ul style="list-style-type: none"><li>減額を受けることができるのは1回のみです。</li><li>すでに11月検針分または12月検針分で減額済みの方は対象外となります。</li></ul>
減額の内訳	9、10、11月分のいずれかの使用分のご請求金額から以下の金額を減額します（還付での対応） <ul style="list-style-type: none"><li>①最大5<sup>3</sup>m<sup>3</sup>分の水道料金</li><li>②最大5<sup>3</sup>m<sup>3</sup>分の下水道使用料</li></ul>
減額を行う対象	令和4年11月検針分（9月・10月使用分） 令和4年12月検針分（10月・11月使用分）
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年2月末までに罹災証明書が発行された方については自動的に減額されますので、上下水道局への申請等は不要です。減額がされていない方は、下記連絡先までお問い合わせください。</li><li>3月以降に床上浸水、床下浸水の罹災証明書が発行された方は、上記のとおり上下水道局あてに申請いただくことで水道料金・下水道使用料の減額を受けることができます。</li><li>減額した金額については、後日還付させていただきます。（還付する際は、別途通知を送付します。）</li></ul>

※受付できる窓口

お客様サービス課（上下水道局庁舎3階）／水道事務所（清水区役所6階）  
葵サービス（葵区役所2階）／駿河サービス（駿河区役所3階）

<詳細はお電話にてお問合せいただくか静岡市ホームページをご覧ください。>

お問合せ 上下水道お客様サービスセンター(054-251-1132)

営業時間：月～金 8:30～19:00（土・日・祝日・年末年始は除く）